

令和3年6月18日

ご利用の皆様へ

主催事業の再開及び利用の一部制限継続について

埼玉県のみん延防止等重点措置の期間再延長・イベント開催の見直しに伴い、市民交流センターおあしす・市民活動サポートセンターにおいても、主催事業を再開いたします。

ご利用の一部制限については継続いたします。ご利用の皆様にはご不便・ご迷惑をお掛けしますがご理解・ご協力お願いいたします。

<埼玉のみん延防止等重点措置期間>

令和3年4月28日（水）～令和3年7月11日（日）

<主催事業の再開について>

令和3年6月21日（月）より、市民交流センターおあしす・市民活動サポートセンター主催事業を再開いたします。

なお、個別の事業の開催内容については、ホームページで随時お知らせいたします。

<利用の一部制限について>

上記期間中、**大声での発声を前提とした利用**（カラオケ、コーラス、詩吟等）でのご利用はできません。

該当のご利用については、当施設よりご連絡しますのでご協力いただけますようお願いいたします。

吉川市民交流センターおあしす